

正 誤

令和四年十一月三十日（号外第二百五十五号）公布農林水産省令第六十六号（農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

四二ページ終りから一二行目の前に次を加える。

（活性化事業の実施に関して活性化計画に記載すべき事項）

第三条 法第五条第四項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 活性化事業の用に供するため開発行為（農業振興地域の整備に関する法律第十

五条の二第一項に規定する開発行為をい

う。第六条第一項第二号において同じ。）

を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該土地を農用地等（農業振興地域

の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）以外の用

に供する場合にあつては、次に掲げる事項

（1）第七条第一号イからチまでに掲げ

る要件に該当する旨及びその理由

（2）（略）

ページ 段 行

誤

口 （略）

口 （略）

正

（活性化事業の実施に関して活性化計画に記載すべき事項）

第三条 法第五条第四項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 活性化事業の用に供するため開発行為（農業振興地域の整備に関する法律第十

五条の二第一項に規定する開発行為をい

う。第六条第一項第二号において同じ。）

を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該土地を農用地等（農業振興地域

の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）以外の用

に供する場合にあつては、次に掲げる事項

（1）第七条第一号イからチまでに掲げ

る要件に該当する旨及びその理由

（2）（略）

（原稿誤り）

令和五年十二月一日（号外第二百五十二号）公布農林水産省令第五十七号（遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

改正後欄一一二 法第二十二条に規定する

2

法第二十二条に規定する

一六